



## 潟上市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

### 1 審査請求内容

審査請求日 令和3年6月22日

請求議員 堀井克見議員 大谷貞廣議員 澤井昭二郎議員  
菅原秀雄議員 戸田俊樹議員

疑義があると認められる者の氏名 潟上市議会議員 西村 武

疑義の内容

西村武議員の親族企業が市発注の事業を受注したことは、潟上市議会議員政治倫理条例に抵触する疑いがある事。

### 2 審査の結果

疑義については、潟上市議会議員政治倫理条例第13条に掲げる政治倫理基準に抵触するとは認められない。

(理由)

提出された審査請求の疑義の内容、詳細が、昨年提出された疑義の内容、詳細と同一であり、請求者からは新たな事実の提示がなかった。

このことから、昨年の審査記録に基づき、昨年の審査終了後から市の除雪体制等に変化があるかについて、再度確認を行なった。

その結果、昨年から状況に変化はなく、条例には抵触していないと判断する。

### 3 審査の経過と結果

#### ◆第1回審査会（令和3年7月2日）

審査請求書の内容等の確認、審査請求の適否及び今後の進め方について協議をした。

委員からは、

- ・ 請求書が同じ内容であることから、市の除雪体制等に変化がなければ審査請求は否として審査はせずに審査会は終了すべきである。
- ・ 請求書の内容が99パーセント同じであることから審査結果に不服がある再審査請求と同じである。その場合は、新たな事実や理由を付されていなければ却下、これが法の原則である。今回の請求書には一言も記載がないためこれにならない、否とすべきである。
- ・ 昨年は、審査請求は適として審査した。同じ内容だからといった理由で審査会の判断で軽々に否とすることは出来ず、昨年からの状況に変化が



あるかをまずは確認すべきである。

- ・ 前回の審査は資料不足の中での憶測の域での審査であり、資料をきちんと揃え、提出者からの説明を聞いて審査をする必要がある。審査請求は適とすべきである。との意見があった。

適とする委員2名、否とする委員2名となったため、委員長において、審査請求の適否の判断は、除雪体制等の状況に変化はないかを昨年の審査会記録書、報告書をもとに確認事項をまとめ、当局から書面にて回答をいただき、その内容を確認してから結論を出すこととした。

なお、審査会では、請求者の審査会への出席及び説明は、審査会は提出された請求書の範囲で審査を進めるのが基本であることと、審査会から西村議員からの資料提出については、依頼であり強制力はなく、審査会は現存する資料の範囲で審査を進めざるを得ないことは昨年の審査会で確認済であることをあらためて確認した。

#### ◆第2回審査会（令和3年7月21日）

当局から提出された回答文書をもとに昨年からの市の除雪体制等についての状況変化を確認した。

昨年からの状況については、変化はないとの意見で全委員が一致した。

なお、委員より、災害の定義、除雪請負業者への助成、当局の条例遵守の姿勢等に対する意見があったが、状況変化の確認、審査とは直接関連がないと判断した。

次に、審査請求の適否について確認した。

委員からは

- ・ 審査請求が昨年と同一内容、除雪体制等に変化なしでは、審査するに値しない、審査する必要がないので否として審査会は終了。
- ・ 昨年の回答とほとんど変わりなし。審査をやり直す内容は全く見当たらないので否。
- ・ 同じ内容を何回も提出は出来ないという規定はなく、昨年は適として審査したので適とすべき。ただ、審査については当局からの回答で判断すればよい。
- ・ 資料が決定的に不足しており、資料に基づき審査するのが審査会であるはず。それなくして審査会の存在意義はない。西村議員及び当局には徹底して資料の提出を要求すべき。との意見があった。

適とする委員2名、否とする委員2名となったため、委員長採決により、請求は適とした。

理由は、同じ請求は出来ない、同じ内容だから請求を否とするといった条文が条例にはなく、判断基準も明記されていない。たとえ去年の審査報告書で問題がある行為だと指摘していたとしても、議会全体では確認はされていない。否とすることは、委員会の権限を越えた行為にあたる可能性を否定できない。したがって、審査請求は適と判断せざるを得ない。

ただし、去年の審査報告書に、条例の問題点、不備を記載したにもかかわらず、そのまま放置した結果、このたびの請求が発生したことは、議長をはじめ議会にも大きな責任はありその点は非常に遺憾である。

次に、条例に抵触しているかについて確認した。

委員からは、

- ・何も変わらない状況であれば、審査はする必要がない、結果的には条例には抵触しない。
- ・審査が適となったのでやむを得ないが、あえて意思表示をすとなれば抵触しない。
- ・状況に変化ないので抵触なし。
- ・資料不足により甲乙つけがたし。との意見があった。

3名の委員より条例には抵触しないとの意見があり、審査会では、疑義については、潟上市議会議員政治倫理条例第13条に掲げる政治倫理基準に抵触するとは認められないと決定した。

#### 4 おわりに

議員は、議員としての品位を保ち、市民に信頼される議員、そして議会であるためにも政治倫理条例を遵守しなければならない。同時に市当局にも政治倫理条例の趣旨をご理解いただき、議会と市当局が一体となって条例を運用していくことにより条例は、よりその目標に近づき、効果を発揮するものである。

昨年、当審査会では、条例の問題点と不備を指摘している。このことは、報告書を受け取った議長はもちろん、全議員が十分に承知しているはずである。この1年、放置していたことがこの度の審査請求につながったことを否定は出来ない。議会全体として、早急に条例の問題点を洗い出し、見直し作業を進めることが必要であることを強く申し述べる。

以上により、本審査会に付託されました潟上市議会議員政治倫理審査請求  
について、潟上市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定によりご報告い  
たします。

潟上市議会議長 西 村 武 様

令和 3 年 8 月 5 日

潟上市議会議員政治倫理審査会

委員長 伊 藤 正 吉